令和７年（2025 年）６月 17 日

令和７年度豊中市 PTA 連合協議会第 1･2 回総会の議事概要

豊中市 PTA 連合協議会第 1･2 回総会の各議案に関し、下記の通り議決されましたのでご報告いたします。

記

１．開催日時　令和７年（2025 年）６月 14 日（土）13 時～13 時 30 分

２．総会の成立要件について

「令和７年度豊中市 PTA 連合協議会第 1 回総会」

議決権を行使することができる代議員の総数 53 名に対し、21 名の出席、23 名の委任状提出がありましたので総会は成立しております。

「令和７年度豊中市 PTA 連合協議会第 2 回総会」

議決権を行使することができる代議員の総数 53 名に対し、23 名の出席、23 名の委任状提出がありましたので総会は成立しております。

３．議案の議決と承認・不承認の内訳

（１）第 1 回総会第 1 号議案　令和７年度　役員候補について

成立（承認：44、不承認：0）

（２）第 2 回総会第 1 号議案　令和７年度　事業計画案について

成立（承認：46、不承認：0）

〇スローガン【こどももおとなも和の仲に 1 人にしない PTA】について質問あり。

代議員「スローガンを考えた会長の思いを聞かせてほしい」

会　長「いじめの問題など様々な理由で学校に来られない子どもやその保護者が、誰にも相談できないことがないようにしたい、という思いを込めて考えた。」

（３）第 2 回総会第 2 号議案　令和７年度　予算案について

成立（承認：46、不承認：0）

（４）第２回総会第３号議案　会則改正案について

成立（承認：46、不承認：0）

（５）第２回総会第４号議案　令和７年度 顧問候補について

成立（承認：46、不承認：0）

以上

豊中市 PTA 連合協議会
令和７年度会長　三間　隆之

[問合せ]
豊中市 PTA 連合協議会事務局（豊中市社会教育課）
担当：中田、北田
電話：6858-2582
FAX：6846-9649
Mail：shakaikyouiku@city.toyonaka.osaka.jp

令和７年度（2025年度）豊中市ＰＴＡ連合協議会役員候補一覧

役　　員　　名	名　　前	所 属 校 名
会長	三間（ミマ）　隆之（タカユキ）	庄内さくら学園
（副会長兼）会長代行	福永（フクナガ）　康弘（ヤスヒロ）	三中
（副会長兼）会長代行	堀口（ホリグチ）　美香（ミカ）	四中
（副会長兼）書記	陰山（カゲヤマ）　晃淳（コウジュン）	豊島西
（副会長兼）会計	中野（ナカノ）　美香（ミカ）	箕輪
副会長	喜多川（キタガワ）　純作（ジュンサク）	東丘
副会長	堀口（ホリグチ）　一巳（カズミ）	九中
副会長	野上（ノガミ）　宗丈（ムネタケ）	南桜塚
副会長	谷口（タニグチ）　梢（コズエ）	二中
副会長	齊藤（サイトウ）　瑠美子（ルミコ）	刀根山
副会長	岡本（オカモト）　浩之（ヒロユキ）	北条
副会長	和田（ワダ）　弘子（ヒロコ）	庄内さくら学園

会計監査	内田（ウチダ）　利行（トシユキ）	千成
会計監査	片岡（カタオカ）　伸元（ノブユキ）	東豊台

事務局　豊中市教育委員会事務局　社会教育課　担当　中田・北田

令和7年度事業計画（案）

令和7年度スローガン「こどももおとなも和の仲に　1人にしないPTA」

	総会・役員会等会議	ブロック協議会活動	活動	日本・大阪府PTA協議会等	連携団体等
4月	新役員説明会（15日）	（研究大会・スポーツ大会） ※開催等は未定		府P事務局担当者会議（25日）	
5月	第1回役員会（13日）				◎豊中市教育委員会 ◎豊中市小・中・義務教育学校校長会 ◎その他諸団体 ・大阪府PTA協議会 ・子どもの進路を保障する会 ・青少年健全育成協議会 ・安全なまちづくり推進協議会 ・「交通事故をなくす運動」推進協議会 ・人権啓発市民ネットワーク会議 ・食育推進協議会 ・まちを美しくする運動連絡会議 ・社会を明るくする運動実施委員会 ・通学路交通安全推進協議会 ・いじめ問題対策協議会 ・特別職報酬等審議会
6月	第1・2回総会（14日）			府PTA総会（7日）	
7月	第2回役員会	○○○部研究大会（未定） ○○部研究大会（未定）		豊能P協議会	
8月				日本PTA研究大会（23日）	
9月	第3回役員会			市町村PTA会長連絡会 子どもの進路を保障する会	
10月		○○○部スポーツ大会（未定）			
11月	第4回役員会 市長タウンミーティング	○○部スポーツ大会（未定）		近畿PTA研究大会（4日）	
12月	第5回役員会			市町村PTA会長連絡会	
1月	第6回役員会				
2月	PTA大会（7日）			豊能P小・中部会 市町村PTA会長連絡会	
3月	第7回役員会 第3回総会		引継ぎ会（書面）		
4月	新役員説明会				

上記に加えて、ブロック編成について検討し、その結果を次年度に実施とする。（検討の結果、ブロック編成は現在のままとなる場合もあり）

令和７年度（2025年度）豊中市ＰＴＡ連合協議会　予算案

収入の部　（単位：円）

項　目	予算額	摘　　要
前年度繰越金	1,979,730	繰越金
会　　費	1,279,280	（ @40×児童生徒数31,982人）
保険　負担金	756,000	@63×12,000口（世帯数11,200＋教職員数800）
補　助　金	450,000	豊中市補助金
助　成　金	180,895	大阪府PTA協議会助成金(上限額)
雑　収　入	1,070	預金利息等
合　　計	4,646,975	

支出の部　（単位：円）

項　目	予算額	摘　　要	
活　動　費	1,300,000	協議会活動費　@15,000×55校	825,000
		（ ブロック別研究・スポーツ大会費等）	
		周年記念事業お祝い金制度　＠50,000×9校	450,000
		日本PTA全国協議会および近畿ブロックPTA研究大会参加費	25,000
ＰＴＡ大会費	600,000	会場使用料、舞台運営WEB委託料、謝礼等	600,000
保　険　料	700,000	傷害保険料	650,000
		賠償責任保険料	50,000
見　舞　金	56,000	入院・通院@10,000×5件+通院@3,000×2件	56,000
負　担　金	860,000	大阪府PTA協議会分担金	800,000
		進路保障の会負担金　@1,000×55校	55,000
		社会福祉協議会賛助金	5,000
システム費	75,000	ホームページ運営管理費、修正費	25,000
		zoomライセンス費	50,000
旅　　費	50,000	役員交通費	50,000
印　刷　費	20,000	名刺印刷費、チラシ印刷費等	20,000
事　務　費	75,000	振込手数料、事務用品、通信費など	75,000
会　議　費	50,000	会場借上料 など	50,000
予　備　費	860,975	予備費	791,835
合　　計	4,646,975		

【安全互助制度・基金】収入の部

項　　目	予算額　（円）	摘　　要
前年度繰越金	2,076,929	繰越金
雑　収　入	823	預金利息等
計	2,077,752	

【安全互助制度・基金】支出の部

項　　目	予算額　（円）	摘　　要
予備費	2,077,752	予期せぬ大規模事故による安全互助制度の支出に備えるもの
計	2,077,752	

豊中市ＰＴＡ連合協議会会則の新旧対照表

（傍線の箇所は，改正部分を示す。）

（　現　行　）	（　改　正　案　）
豊中市ＰＴＡ連合協議会　会則	**豊中市ＰＴＡ連合協議会　会則**
第８章　役員・顧問	**第８章　役員・顧問**
第１０条　本会は次の役員をおく。 (1) 会長　１名 (2) 副会長兼会長代行　２名 (3) 副会長兼書記　１名 (4) 副会長兼会計　１名 (5) 副会長　若干名	第１０条　本会は次の役員をおく。 (1) 会長　１名 (2) 副会長兼会長代行　２名 (3) 副会長兼書記　１名 (4) 副会長兼会計　１名 (5) 副会長　若干名
第１１条　役員の任務は次のとおりとする。 (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。ただし、本会の代表権及び常務の一部について、会長の選任する役員にその処理を委任することができる。また会長は、総会、役員会を招集し、各協議会、各種会合や事業の報告を受ける。 (2) 会長代行は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。また、会長代行２名はそれぞれブロック協議会担当副会長、委員会担当副会長とする。 (3) 書記は本会の議事並びに本会の活動に関する事項を記録、保管する。 (4) 会計は本会の会計事務にあたり、総会において会計報告を行う。	第１１条　役員の任務は次のとおりとする。 (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。ただし、本会の代表権及び常務の一部について、会長の選任する役員にその処理を委任することができる。また会長は、総会、役員会を招集し、各協議会、各種会合や事業の報告を受ける。 (2) 会長代行は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。また、会長代行２名はそれぞれブロック協議会担当副会長、委員会担当副会長とする。 (3) 書記は本会の議事並びに本会の活動に関する事項を記録、保管する。 (4) 会計は本会の会計事務にあたり、総会において会計報告を行う。
第１２条　本会は前年度の役員の中より若干名の顧問をおくことができる。	第１２条　本会は役員経験者の中より若干名の顧問をおくことができる。
第１３条　役員並びに顧問の任期は、毎年５月１日から翌年４月末日に至る１年間とする。ただし、新年度役員並びに顧問が選出されるまでは、その任にあたる。	第１３条　役員並びに顧問の任期は、毎年５月１日から翌年４月末日に至る１年間とする。ただし、新年度役員並びに顧問が選出されるまでは、その任にあたる。

令和７年度（2025年度）豊中市ＰＴＡ連合協議会 顧問候補一覧

役　　職　　等	名　　前	経　歴
顧問	藤澤（フジサワ）　一人（カズト）	十四中
顧問	伊関（イセキ）　喜昭（ヨシアキ）	桜塚